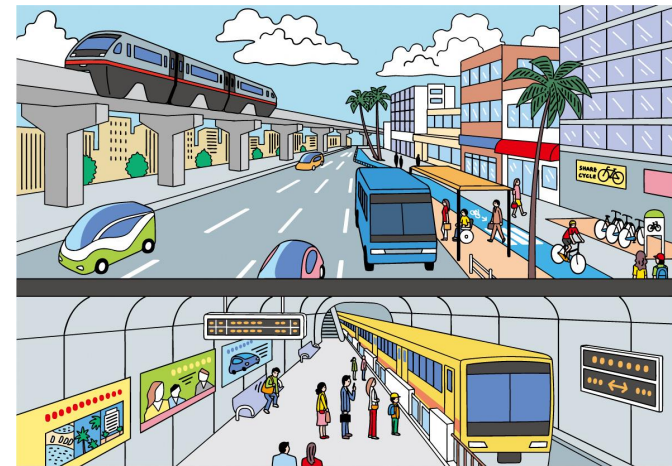
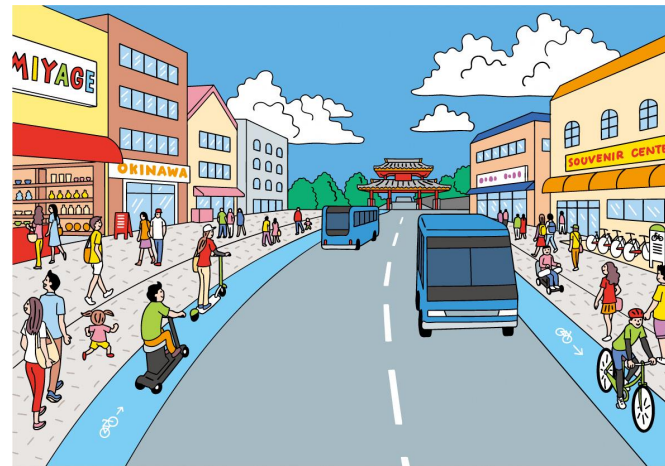
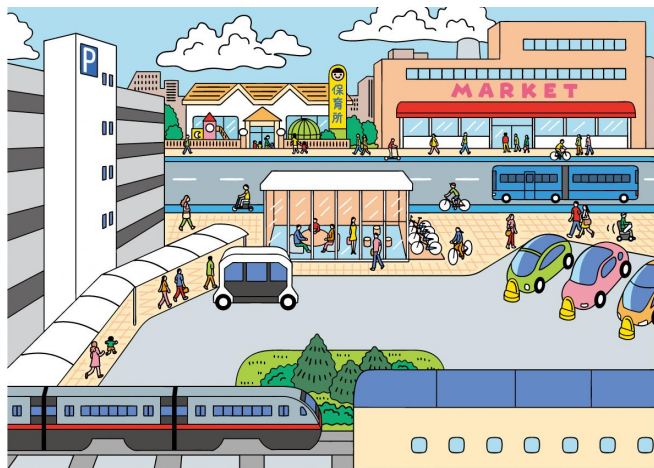


計画の推進に向けた取組・分科会設置について

< 第1回 沖縄県地域公共交通協議会 >



※沖縄県総合交通体系基本計画抜粋：「図4-6将来の交通結節点」、「図4-10持続可能な観光」、「図4-4公共交通のイメージ」

令和6年6月27日
沖縄県企画部交通政策課

1 沖縄県地域公共交通計画について

1 経緯及び概要

- 令和2年11月に改定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」により、従来のバスやタクシー等の既存の公共交通機関を活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細かく対応する「地域公共交通計画（マスタープラン）」の策定が、地方公共団体に対して努力義務化された。

※国協調による路線バスの欠損補助は令和7年度から地域公共交通計画と連動化
国の補助金を活用するためには、令和6年度までの計画策定が必要

- 県では、「**マイカーに依存しなくても、安心・快適で活力ある沖縄を築く交通社会の実現**」を基本方針に、関係市町村及び交通事業者、交通利用者等と協議を経て、令和6年5月7日に沖縄県地域公共交通計画を策定したところ。
- 計画期間は、令和6年5月7日～令和11年3月31日まで
- 計画の対象は、沖縄本島の陸上交通とし、市町村を超えた広域における幹線的な公共交通とする。

1 沖縄県地域公共交通計画について

2 計画の推進について

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法第7条の二によると、
(地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。



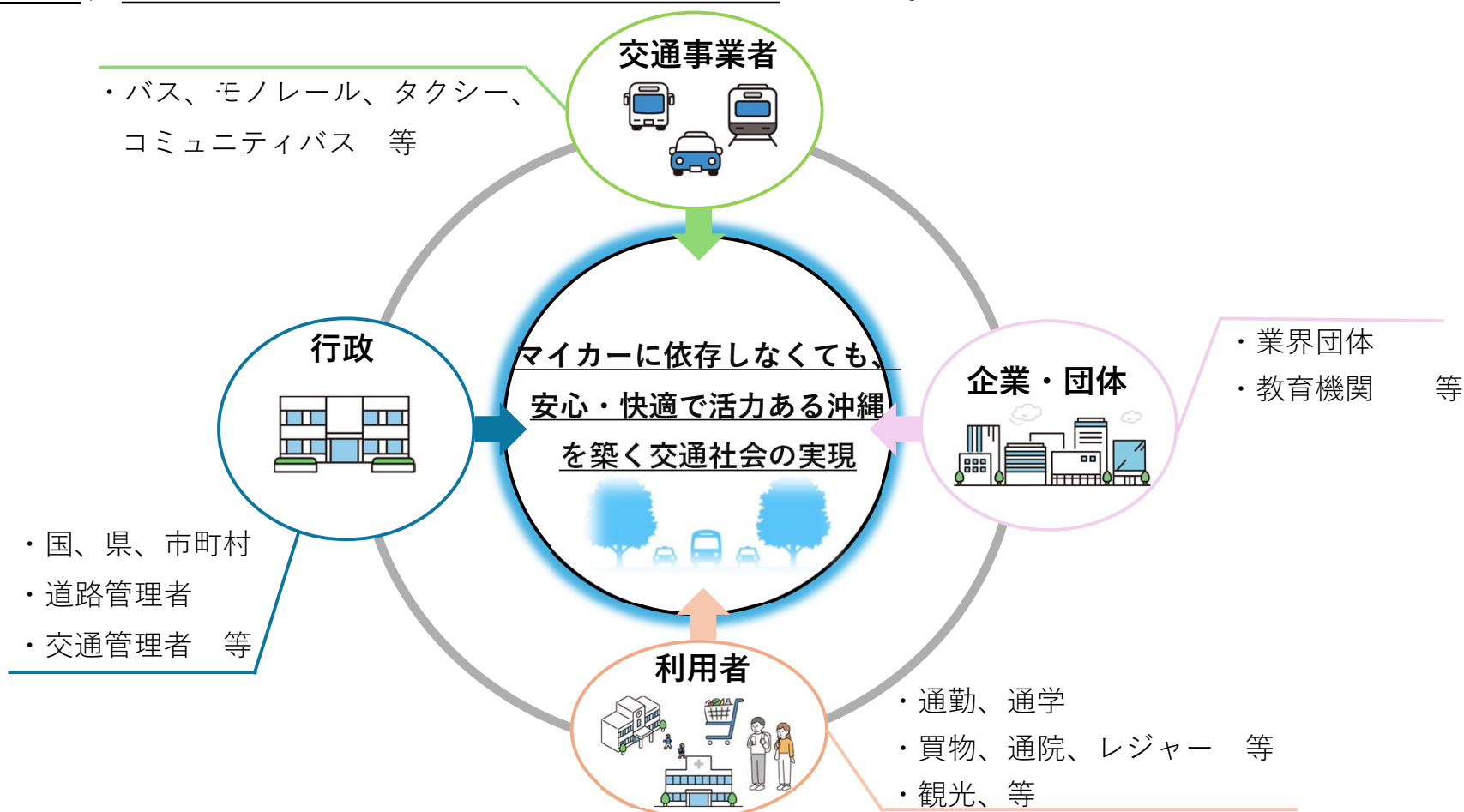
毎年度、地域公共交通計画の評価を行い、結果を国に送付しなければならない。

※評価は、沖縄県地域公共交通協議会（法定会議）で実施

2 計画の推進に向けた取組

1 目指したい姿

- 行政（国、県、市町村等）、交通事業者、利用者、企業等、それぞれが連携しながら 持続可能な取組の推進
- 目標達成に向け、各主体が実施する取組を推進するため、協議会を活用し、連携の強化、取組が遅れている主体に対し後押しを行う。



2 計画の推進に向けた取組

2 R6年度取組事項



- 目標達成に向け計画で定めた24施策について、取組状況の調査を実施（※①）
 - ・ 各主体の取組状況を調査し現状の把握
 - ⇒取組の弱い施策や、各主体との連携が必要な施策の洗い出し及び要因の分析
 - ⇒今後の取組を明らかにする。
- 1月の協議会において、R6年度の取組について評価（※②）
 - ・ ①の調査結果を共有。
 - ・ 暫定的に、R6年度の取組状況について評価
 - ・ R7年6月の協議会で評価を実施。（※③）
 - ※計画に定めた、評価指標の数値が出ていれば活用する。

2 計画の推進に向けた取組

3 24施策の取組状況の調査について

目標1：都市活動を支え、都市構造を誘導する効率的な公共交通体系の構築

<イメージ>

(1) 中南部都市圏における市街地と一体的な骨格軸を誘導する公共交通体系

施策1：中南部都市圏の骨格軸を形成する基幹バスシステムの導入

施策番号	施策・事業	評価指標	実施主体	R6年度取組状況	今後の取組
1-1	基幹バスシステムを中心としたバス路線網の再編（基幹バス、支線バスの網体系やサービス水準、シームレスな乗継等）	公共交通の利用者数（路線バス）	バス事業者、県、沿線市町等	①	②
1-2	基幹バスルートの定時速達性の向上・バレーン延長、中乗り前降り等・拠点間急行バスの拡充（基幹急行や各方面通勤快速バス等を含む）・西普天間交通対策	公共交通の利用者数（路線バス）	交通管理者、道路管理者、バス事業者、国、県、市町村、跡地移転事業者、地元自治体、県		
1-3	基幹バス交通結節点及び地域拠点等の整備促進	公共交通の利用者数（路線バス）	沿線市町村等		
1-4	バス停のグレードアップ（上屋、情報掲示板、符合施設、施未交通結節等）	公共交通の利用者数（路線バス）	道路管理者（国、県、市町村）、バス事業者等		
1-5	通勤バス車両導入に向けた実証実験の検討・実施	公共交通の利用者数（路線バス）	国、県、バス事業者等		
1-6	自動運転技術等の新たな技術の導入に関する調査・研究等	公共交通の利用者数（路線バス）	国、県、バス事業者等		

① R6年度の各主体の
取組状況を調査

② ①の取組状況をふまえ
今後の取組

- 計画策定時に実施したアンケート調査や、市町村の計画等を活用し、把握できてないところは、ヒアリング等を実施。
- 取組の弱い施策や、各主体との連携が必要な施策等の洗い出し及び要因の分析し、今後の取組へ反映
- 1月の協議会において共有する。

3 分科会の設置

現行

沖縄県地域公共交通協議会

内容：地域公共交通計画の策定、事業実施、モニタリング、評価、変更
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等



確保維持計画を報告

部会（沖縄県生活交通確保維持協議会）

（沖縄県地域公共交通協議会の部会）

内容：赤字バス路線の運行費欠損補助
・地域間幹線系統確保維持計画の検討
・生活バス路線確保維持計画の検討
体制：関係市町村、事業者、国、県等



連携・情報共有等

◇関係会議

沖縄県公共交通活性化推進協議会

内容：国道58号を中心とした基幹バスシステムの導入
体制：学識、利用者、事業者、国、県、沿線市町村等

連携交通会議（北部、中部、南部）

内容：各圏域の公共交通課題への対応
体制：関係市町村、事業者、県

変更

沖縄県地域公共交通協議会

内容：地域公共交通計画の策定、事業実施、モニタリング、評価、変更
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等

部会・分科会の協議内容を報告



部会（沖縄県生活交通確保維持協議会）

内容：赤字バス路線の運行費欠損補助
・地域間幹線系統確保維持計画の検討
・生活バス路線確保維持計画の検討
体制：関係市町村、事業者、国、県等

分科会（北部、中部、南部）

内容：各圏域の公共交通課題への対応
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等

WGの設置
（課題に応じたWG）



連携・情報共有等

◇関係会議

沖縄県公共交通活性化推進協議会

内容：国道58号を中心とした基幹バスシステムの導入
体制：学識、利用者、事業者、国、県、沿線市町村等

<変更点>

- 沖縄県生活交通確保維持協議会については、法定協議会の部会として取り扱う。（R5.11.25改正）
- 県協議会のもと、分科会を設置。

（これまで議論してきた各圏域の取組をより強力に推進するため、連携交通会議を法定協議会に位置付け）